

## 「職員の給与に関する条例」改正の概要

### 1 趣 旨

職員の給与については、民間従業員の給与水準と均衡させる民間準拠の方法を採用しているほか、国および他の地方公共団体の職員の給与との均衡を図り定められている。平成28年における特別区人事委員会勧告を受け、勤勉手当の支給月数の調整を行う。

### 2 改正内容

#### 勤勉手当の支給月数の調整

平成28年12月期の勤勉手当において引き上げた特別給の公民較差分（0.1月、再任用職員は0.05月）について、平成29年度以降は、6月期と12月期の2回に分けて支給するよう支給月数を調整する。

#### (1) 一般職員の勤勉手当支給月数

	平成28年度	平成29年度から	増減
6月期	0.85月(0.40月)	0.90月(0.425月)	+0.05月(+0.025月)
12月期	0.95月(0.45月)	0.90月(0.425月)	-0.05月(-0.025月)
計	1.80月(0.85月)	1.80月(0.85月)	+0.00月(+0.000月)

#### (2) 管理職の勤勉手当支給月数

	平成28年度	平成29年度から	増減
6月期	1.05月(0.50月)	1.10月(0.525月)	+0.05月(+0.025月)
12月期	1.15月(0.55月)	1.10月(0.525月)	-0.05月(-0.025月)
計	2.20月(1.05月)	2.20月(1.05月)	+0.00月(+0.000月)

※括弧内は再任用職員の支給月数

### 3 施行期日

平成29年4月1日

新旧対照表

○職員の給与に関する条例

新	旧
<p>(勤勉手当) 第21条の4 (第1項省略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の90</u> (第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の110</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の42.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。 (第4項から第6項まで省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(勤勉手当) 第21条の4 (第1項省略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の95</u> (第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の115</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の45</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。 (第4項から第6項まで省略)</p>